

○福岡都市圏南部環境事業組合議会申し合わせ

〔平成19年3月29日 確認〕
議会申し合わせ第2号
平成23年3月25日 改正

福岡都市圏南部環境事業組合議会（以下「組合議会」という。）の質疑、討論及び一般質問の取り扱いについて、次のとおり申し合わせる。

（議案質疑の通告）

第1 議案質疑については、会議規則第50条により通告制となっており、規則どおりの運用とする。

また、通告締切については、組合議会開催日の5日前までに、所定の様式（別紙1）を用い、組合事務局にFAXにて提出する。 【FAX番号：596-1579】

（平成23年3月25日 改正）

（議案質疑の回数）

第2 議案質疑の回数については、会議規則第55条で「同一議題について3回を超えることができない。」と規定しており、規則どおりの運用とする。

（討論の通告）

第3 会議規則第50条では、すべての発言は通告制と規定しているが、討論については、議会運営上通告制は採らないこととする。

（平成23年3月25日 改正）

（一般質問の通告）

第4 一般質問については、会議規則第61条第2項により通告制となっており、規則どおりの運用とする。

また、通告締切については、組合議会開催日の5日前までに、所定の様式（別紙2）を用い、組合事務局にFAXにて提出する。 【FAX番号：596-1579】

（平成23年3月25日 改正）

（一般質問の時間制限）

第5 一般質問の時間制限に関しては、答弁を含め1人当たり60分とする。

（一般質問の方式）

第6 会議規則第63条の準用規定により、一般質問の発言回数も3回と制限されるが、議会運営上一問一答方式を採用することとし、発言回数の制限は設けないこととする。

(一般質問の順序)

第7 一般質問の順序については、先着順とする。

(適用)

第8 平成19年3月29日から適用する。